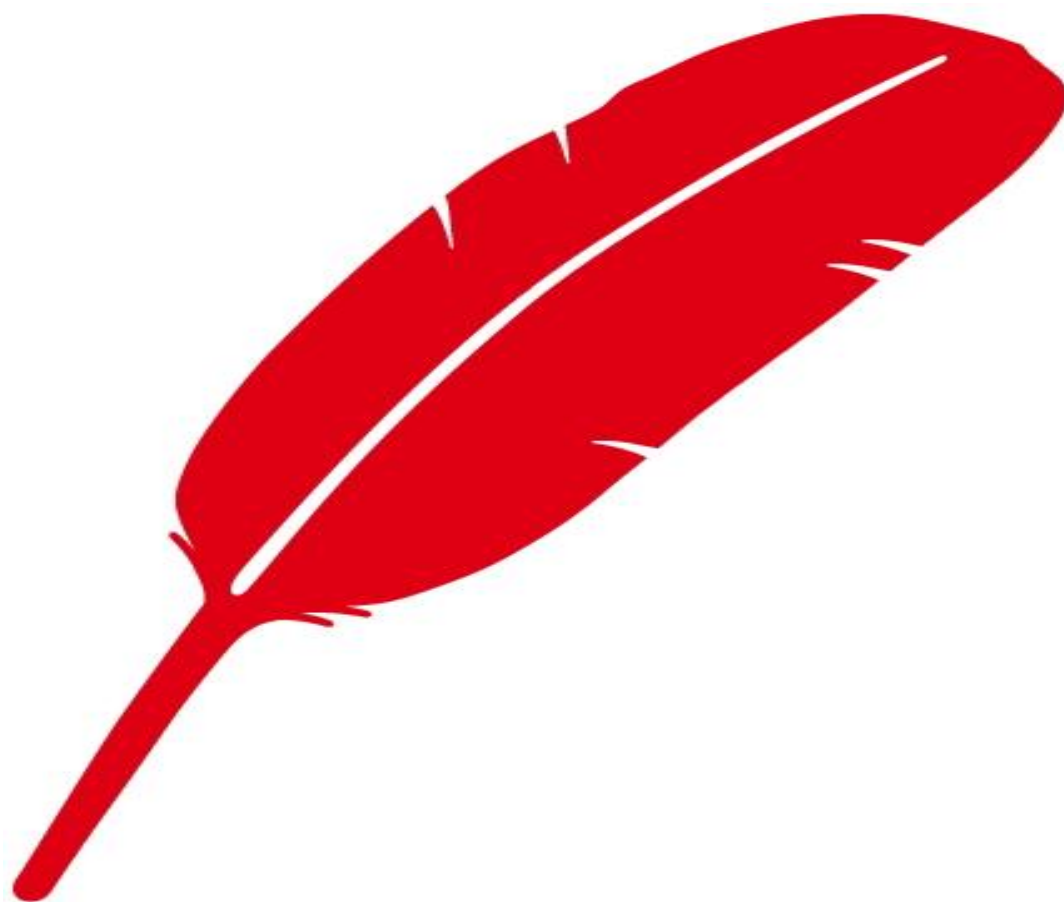


令和 8 年度  
牛久市赤い羽根地域福祉活動助成金  
申請のしおり



赤い羽根共同募金



牛久市社会福祉協議会

## 〈趣旨〉

赤い羽根地域福祉活動助成金は、牛久市民から寄せられた「赤い羽根共同募金」を財源に、牛久市社会福祉協議会が様々な地域福祉の課題解決に自主的に取り組む市民団体を支援するものです。

●申請受付期間：令和8年5月1日（金）～5月29日（金）

受付場所：牛久市ボランティア・市民活動センター

牛久市中央3-15-1分庁舎1階（牛久市社会福祉協議会内）

受付時間：平日の9時から17時まで

●助成決定予定日：令和8年7月1日（水）予定

## 〈対象となる団体〉

1. 牛久市内に活動の拠点を有し、牛久市内で地域福祉活動を行う活動実績が1年以上ある団体であること。
2. 牛久市ボランティア・市民活動センターに登録していること。
3. 規約等を有し、事業計画、予算計画及び決算報告、又はこれに類する企画書及び収支計画等があり、公開できること。
4. その他市社協会長が指定する要件。

## 〈対象外の団体〉

1. 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（NPO法人）以外の法人格を有する団体。
2. 特定の政治若しくは宗教活動又は営利を目的とした団体。
3. 国、県、市町村及び、社会福祉協議会又は財団等から委託・補助・助成等を受けている団体。
4. 共同募金を財源とする他の助成を受ける団体。

## 〈対象となる事業〉

助成対象は、福祉の向上につながる以下の事業を行うための経費です。事業は、当該年度内に実施するものに限りです。

1. 社会参加の促進や交流を深め、人と人がつながるための事業
2. 福祉ニーズを持つ市民を支援し、地域課題に取り組む事業
3. 地域福祉活動を活性化するための啓発及び人材育成に係る事業

### ※対象外の事業

1. 趣味やサークル活動等、自助を目的とした事業
2. 特定の個人や団体に不利益が生じる事業
3. 団体維持のための経費
4. 特定の他団体を支援するための活動及び経費
5. その他、会長が不相当と認めたもの

## 〈助成の対象となる経費〉

対象経費	内容
諸謝金	講演会開催時の外部講師に支払う謝礼または交通費
通信運搬費	事業実施に伴う切手代、はがき代等
印刷製本費	パンフレット、チラシ、ポスター、資料等作成費、写真印刷費
消耗品費	事業実施に伴い必要な事務用品等
材料費	事業実施に伴い必要な材料費等
賃借料	講演会、研修会開催時の会場・機材等の使用料及び賃借料
保険料	ボランティア行事保険料（ボランティア活動保険は対象外）
その他	上記以外で、会長が認めるもの

## 〈助成額〉

助成は、上記の助成対象経費の合計額の1/2を上限とします。1団体からの複数事業の申請も可能です。但し、1団体20万円を限度とします。千円未満は切り捨てです。

※助成対象外経費

対象外の経費	例
団体運営費	総会・定例会経費、備品購入費、水光熱費など
交際費	会員の親睦のための飲食費、接待費など
特定の個人に利益が生じる費用	ユニフォーム代、会員個人への謝礼など
交通費	会員の交通費、バス借上料、旅費など
人件費	会員への給与、イベントスタッフ雇用の費用など
その他	上記以外で、会長が不相当と認めるもの

## 〈必要書類〉

申請には、下記の書類、又はそれに類する書類が必要です。

- (1) 地域福祉活動助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 助成事業計画書及び収支予算計画（様式第2号の1及び2）
- (3) 当該年度事業計画書及び予算書または、それに類するもの
- (4) 会則又は規約
- (5) 会員名簿
- (6) 前年度事業報告書及び決算書または、それに類するもの
- (7) 振込先の通帳コピー（表紙裏見開きのページのコピー）
- (8) その他会長が必要と認めるもの

## 〈審査と決定後の流れ〉

審査会で、助成の適否を決定します。

審査により、条件付きでの助成や申請額より減額して助成する場合があります。

交付が決定した場合は、交付決定通知書（様式第3号）を、不交付が決定した場合は、不交付決定通知書（様式第4号）を送付します。

## 〈事業変更・中止の手続き〉

以下の場合は、事業実施前に計画変更申請書（様式第5号）を提出してください。ただし、軽微な変更の場合は提出不要とする場合がありますので、ご相談下さい。

- ・事業の計画を変更・中止する場合
- ・予算額及び科目を変更する場合

変更申請を受理した後、返還方法を記した決定通知書を送付します。

## 〈実績報告〉

事業完了後、概ね1か月以内に以下の書類を提出してください。

1. 赤い羽根地域福祉活動助成金実績報告書（様式第7号）
2. 助成事業報告書（様式第8号の1）
3. 収支決算書（様式第8号の2）
4. 別紙1

※年度末に一括の報告ではありませんのでご注意ください。

## 〈助成団体へのお願い〉

- ・赤い羽根共同募金の街頭募金に、貴団体から1名以上のご協力をお願いします。
- ・社協広報紙紙面での活動紹介掲載記事にご協力ください。
- ・助成を受けた事業の実施時に、共同募金の助成事業であることを広く市民の方へ周知してください。周知のための資材（のぼり旗、チラシやポスターなどへのロゴの挿入、募金箱の設置）を貸し出しています。ご活用ください。



のぼり旗



ロゴデータ



募金箱

〈お問合せ〉 牛久市中央 3-15-1 牛久市市役所分庁舎1階  
(牛久市社会福祉協議会) ボランティアセンター

TEL:029-870-1001 Mail: [u-vc@ushikushakyo.jp](mailto:u-vc@ushikushakyo.jp)